

# 牛マルキンは新たな法律制度である 「肉用牛肥育経営安定交付金制度」 としてスタートします！

(平成30年12/30～令和4年3/31)



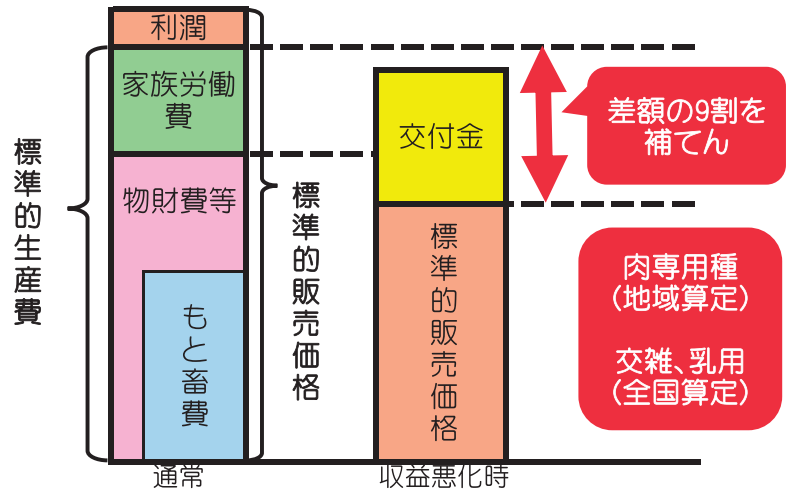
## 1 法制化ポイントと交付金の発動の仕組みについて

### ポイント

- ・ 法律に基づいた制度
- ・ 補てん率は9割
- ・ 負担割合は、生産者:機構=1:3が基本
- ・ 3年に1度の無事戻し  
(残高がある場合)

### 交付金

- ・ 肥育牛1頭当たりの「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に、差額の9割が交付されます。



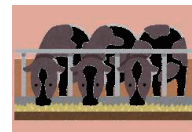
## 2 令和元年度 生産者負担金単価について (宮崎県)

品種	請求月齢	肉用牛1頭当たりの負担金単価	負担金内訳	
			宮崎県	生産者
肉専用種	満25ヶ月齢	7,000円	800円	6,200円
交雑種	満22ヶ月齢	17,000円	400円	16,600円
乳用種	満18ヶ月齢	19,000円	600円	18,400円

- ① 生産者負担金は品種毎に管理され、交付金の原資(1/4相当)に利用されます。
- ② 月末までに、協会からの負担金請求書に基づき納付して下さい。

## 3 個体登録申込について

- ・ 登録申込は生後6ヶ月から14ヶ月に達する日までに行うこと
- ・ 登録申込者の牛である証拠書類があること(購入伝票等)
- ・ 肉用牛は全頭加入すること
- ・ トレサ転入報告がなされていること



## 4 交付対象牛について

- ・ 8ヶ月以上連続した期間、宮崎県内で肥育されていること
- ・ 販売があった翌月15日までに委託先等へ届出が完了していること
- ・ 販売の証拠書類があること(販売伝票等)
- ・ 生産者負担金が納付されていること
- ・ 生後17ヶ月に達するまで肥育されていること
- ・ トレサ転出報告がなされていること



## 5 対象とならない牛について

- ・ 繁殖雌牛、種雄牛、搾乳牛、妊娠牛(種付け含む)は対象となりません。
- ・ 全廃棄牛(枝肉0円)、現金での売買は交付金対象となりません。
- ・ 繁殖供用牛の販売報告を行った場合は、受け取った交付金は返還となります。



# 牛マルキン制度



# 事務手続きの流れ

## 牛マルキン制度加入するには

登録生産者は、毎年度2月末までに「肉用牛個体登録申込予定頭数報告書」を畜産協会へ提出していただく必要があります。

**1 要件審査申請書 (3年毎に提出)**  
新規者のみ業対途中の参加OK

**2 畜産協会を經由して農畜産業振興機構へ提出します。**

**3 農畜産業振興機構より「交付対象者登録通知書」が送付されます。**

**4 肥育牛補てん金交付契約の締結**  
畜産協会と生産者が契約を行う。

**5 個体登録の申込**  
生後6ヶ月から14ヶ月齢までに事務委託先等へ個体登録の申込を行う。

個体登録の申込  
肥育牛の生年月日の把握

申込みの前に必ず牛トレサに出生・転入報告を!

**6 畜産協会より登録受付通知書 (ハガキ) を送付**  
申込月の翌月に送付します。

登録もれは交付対象となりません!!

申込頭数確認! もれナン!!

**7 生産者負担金の納付**  
年度ごとに生産者単価の設定をします。畜産協会の請求に基づき納付して下さい。

請求月齢	
肉専用種	25ヶ月齢
交雑種	22ヶ月齢
乳用種	18ヶ月齢

**8 販売の届出**  
8ヶ月以上肥育した後、販売した場合は、事務委託先等へ届出を行う。

販売しました。

届出

販売したらすぐに牛トレサに転出報告を!

**9 交付金単価の公表 (毎月算定)**  
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に差額に100分の90を乗じて得た額を公表します。

農畜産業振興機構のホームページに公表されます

**10 交付金の交付**  
交付金の公表があった場合は販売月の翌々月末に交付されます。

交付!

交付金

制度についてのお問い合わせは

公益社団法人 **宮崎県畜産協会** 価格対策部 1  
 〒880-0806 宮崎市広島1丁目13番10号 畜産会館内  
**TEL.0985-41-9305** FAX.0985-24-3772

宮崎畜産ひろば 検索  
<http://www.miyazakiken-chikusan.jp>  
**facebook.はじめました!**

